

景品表示法における「食に関する適正表示対策」の拡充について

平成 25 年 10 月以降、ホテルや百貨店のレストラン等における不適切な表示が相次いで発覚し、社会的に大きな問題となっていることから、国においては、調査等により把握された情報等は速やかに都道府県に周知を図るなど、国民の不安解消に努めるとともに、今後、景品表示法における都道府県知事の権限を拡充し、適正表示対策を進める必要がある。

国においては、消費者の食に対する信頼回復を図り、食の安全・安心を守るため、外食産業等におけるメニュー表示等に関して、下記の事項について十分に対処するよう要望する。

記

1 事業者に対する措置命令等の権限の付与について

国と地方が連携協力しながら食に関する表示の適正化を図るため、都道府県知事が景品表示法第 6 条に基づく措置命令及び法第 4 条第 2 項に基づく合理的根拠の提出要求を行うことができるよう権限を付与すること。

2 事業者に対する調査権限の拡充について

都道府県知事による事業者に対する調査権限については、法第 9 条第 2 項において「都道府県知事は、第 7 条の規定による指示又は前条第 1 項の規定による請求を行うため必要があると認めるとき」と限定されているため、「都道府県知事が必要であると認めるとき」とするなど、調査権限の拡充について明確に法に規定すること。

3 事業者に対する行政上の権限の分担について

景品表示法上の事業者に対する行政処分や行政指導の権限に係る分担については、現在、具体的な基準が定められていないことから、国や他都道府県との調整を要する事案が生じており、行政効率を図る観点から、その権限の分担を新たに定めること。

4 食材表示等に関する基準等の明確化について

法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示では、食材の表示についての基準等が明確でない。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等について、具体的な基準を速やかに示すこと。

併せて、付与された権限を円滑に執行するため、財源措置を適切に講じるとともに、研修の実施やマニュアルの整備等についても検討されたい。

平成25年12月5日

全国知事会

農林商工常任委員会委員長

北海道知事 高橋はるみ

地方分権推進特別委員会委員長

佐賀県知事 古川 康